

高額療養費に該当している場合の 医療費の支給申請について

保険診療分の医療費の自己負担が一定の限度額を超えている場合は、次の順番にしたがって、
手続をすすめてください。

1. 加入している健康保険組合等から、限度額を超えた分の支給を受ける

① 加入している保険に応じて高額療養費の支給申請をする

世田谷区国民健康保険	対象となる方には、対象の月からおおむね3か月後に申請書が郵送されるため、国保・年金課保険給付係へ申請する。
全国健康保険協会	全国健康保険協会の各支部へ高額療養費の支給申請をする。
勤務先の健康保険組合等	支給申請の手続きが必要か否かを健康保険組合等に問合せる。

★用意するもの

- * 領収書、明細書（医療費を支払ったときに受け取った書類一式） → A

↳ 提出する前に必ずコピーをとっておく

（後日、子ども医療助成費申請時に提出するため）

- * その他の必要書類等は、加入の全国健康保険協会・健康保険組合等へお問い合わせください。

② 高額療養費支給決定を受ける

支払った医療費のうち、限度額を超えた分の支給を受ける。

加入の全国健康保険協会・健康保険組合等から、療養費の支給決定通知をもらう。 → B

2. 医療助成費の支給申請をする（①・②） ※郵送での申請も可能です

① 世田谷区へ医療助成費の支給申請をする

子ども育成推進課へ郵送、または窓口で申請してください。

各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課の窓口でも申請できます。

★ご提出いただくもの

- * 医療助成費支給申請書【第6号様式】（世田谷区ホームページからダウンロード可）
- * 領収書のコピー、明細書のコピー（原本がある場合は原本） ← A
- * 高額療養費の支給決定通知の原本 ← B

窓口で申請される場合は、申請書の記入に必要なため、以下のものもご用意ください。

- * 医療証（①・②）、又は受給資格認定通知書
- * 印鑑（朱肉を使うもの）
- * 医療証、又は受給資格認定通知書の保護者名義の振込先口座番号のわかるもの

② 医療助成費支給決定がされる

健康保険適用分から、療養費・付加給付金（健康保険から支給された金額）を差し引いた金額が支給決定され、通知後、指定された口座に振込されます。

なお、振込は、申請をされてから約2ヶ月かかります。（繁忙期等それ以上かかる場合もあります）

【お問い合わせ先】

子ども育成推進課 子ども医療・手当係

〒154-8504 世田谷 4-21-27 第2庁舎1階6番窓口

Tel 5432-2309 Fax 5432-3016 【FAXでの提出不可】